

一般社団法人大分学研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大分学研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大分県大分市府内町3丁目8番11号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、おおいたの特徴である様々な地域文化・地域資源を多面的に研究するとともに、それらを楽しむための物品・手段及び情報を社員並びに会員その他（以下、「会員等」という）に斡旋・提供することによって地域間の交流を促進し、もって地域の振興を図ることを目的とし、その目的に資するための次の事業を行う。

- (1) おおいたの魅力を多面的に知るための研究及び教育活動、情報の発信、出版並びに情報発信ツールの販売に関する事業
- (2) 会員等が中心となって行うおおいたの地域振興に資する事業の企画・運営・申請業務等を受託する事業
- (3) おおいた各地の魅力を楽しむための移動手段を会員等に企画・斡旋する事業
- (4) おおいた産の物品及びこれを使った飲食を会員等に企画・斡旋する事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員及び会員

(入社及び入会)

第5条 当法人に次の社員及び会員を置く。

- (1) 社員 当法人の目的に賛同し、入社した個人及び団体
 - (2) 会員 当法人の事業に参画するために入会した個人及び団体
- 2 前項(1)の社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 社員及び会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、当法人の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員及び会員の資格喪失)

第7条 社員及び会員は、次項(1)から(4)の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

2 社員にあっては、次の(5)から(6)の各号の一に該当する場合にも、その資格を喪失する。

(1) 退社又は退会したとき

(2) 1年以上会費を滞納したとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 総社員の同意があったとき

(5) 除名されたとき

(6) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(退社及び退会)

第8条 社員及び会員は、いつでも退社及び退会することができる。ただし、既に納入した入会金及び会費は返還しないものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、これを主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集す

る。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1)理事 2名以上5名以内

(2)監事 2名以内

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監

査報告を作成する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長及び副会長)

第26条 当法人に、会長及び若干名の副会長を置くことができる。

2 会長及び副会長は、社員総会の決議によって任期を定めた上で、社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

3 会長及び副会長の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(会長及び副会長の職務)

第27条 会長及び副会長は、社員総会に出席して意見を述べるほか、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べるることができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第28条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第29条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第30条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第31条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(残余財産の帰属等)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年6月30日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第38条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 小野秀幸

設立時理事 土井克也

設立時理事 長野景一

設立時理事 檜本譲司

設立時代表理事 檜本譲司

設立時監事 橋本和幸

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

大分市横田2丁目10番28号

小野秀幸

大分県別府市野口元町5番4号

辻野功

大分県佐伯市来島町28番12号

土井克也

大分市大字神崎14番地の60

檜本譲司

大分市府内町3丁目9番15号

有限会社大分合同新聞社

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人大分学研究会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年7月10日

平成27年6月16日変更 (目的・第3条)

平成28年6月28日変更 (主たる事務所・第2条)